

船橋市地域生活支援拠点事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域生活への移行や地域生活の継続を推進し、障害者やその家族等の緊急時の相談・受入れ等の様々な支援を切れ目なく提供し、障害者が地域で安心して暮らし続けられるよう、地域全体で支える体制を構築することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、船橋市とする。なお、この事業を障害者に関する相談支援事業を実施する社会福祉法人等に委託することができる。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は船橋市援護の障害者等とする。

(地域生活支援拠点における機能)

第4条 地域生活支援拠点において必要な機能は、次に掲げる5つの機能をいう。

- (1) 相談 各相談支援事業とともに地域定着支援を活用して緊急時に対応を行うコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要な相談等の支援やサービスのコーディネートを行う機能
- (2) 緊急時の受入れ・対応 短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病等の緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
- (3) 体験の機会・場 地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
- (4) 専門的人材の確保・養成 医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、人材の養成を行う機能
- (5) 地域の体制づくり 基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

(地域生活支援拠点システム)

第5条 船橋市における地域生活支援拠点は、基幹相談支援センター、指定特定相談支

援事業者、指定障害福祉サービス事業者及び関係機関等が連携することで地域を支える体制を構築する面的整備型の地域生活支援拠点のシステム（以下「拠点システム」という。）とする。

（地域生活支援拠点等の機能を担う事業者等）

第6条 地域生活支援拠点等の機能を担う事業者等は、船橋市へ届出を行い、拠点の機能を担う事業者として登録された事業所（以下「拠点登録事業所」という。）とする。

（拠点コーディネーターの要件）

第7条 拠点コーディネーターは、船橋市と緊急性の高い相談について365日24時間対応のコーディネート等の事業について委託契約を結んだ法人に属するものとし、第4条第1号及び第2号の機能を担う。

（拠点コーディネーターの業務）

第8条 拠点コーディネーターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 緊急性の高い相談を受け、必要に応じて短期入所等の一時受入れ先に繋ぐ。
- (2) 緊急対応後の日常生活に戻るための出口支援
- (3) 緊急時に備えた相談受付
- (4) 緊急時の支援に必要な障害者情報の事前登録の啓発及び受付
- (5) 支援困難事例ケース会議への出席
- (6) 拠点運営委員会への参画
- (7) その他拠点システムの運用に必要な業務

（拠点登録事業所の要件）

第9条 拠点登録事業所は、次に掲げる要件を満たした事業所で、船橋市に事前に届けたものとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条に規定する事業について船橋市の指定を受けていること。
- (2) 運営規程に地域生活支援拠点の機能を担う事業所であることを規定すること。
- (3) 基幹相談支援センター、拠点コーディネーターと連携を密にし、各機関の拠点システムに関する業務に協力すること。
- (4) その他市の行う障害者の地域での生活を支援する業務に協力し、拠点システムの円滑な運営に協力すること。

(拠点登録事業所の届出等)

第10条 前条の届出は、登録を受ける前々月末までに船橋市地域生活支援拠点登録事業所届出書（第1号様式）により、届け出なければならない。

2 拠点登録事業所は、事業の廃止又は休止を行うとき及び再開する場合は、あらかじめ、船橋市地域生活支援拠点登録事業所廃止・休止・再開届出書（第2号様式）により、届け出なければならない。

3 市は、拠点登録事業所が、次に掲げる事項に該当する場合は、登録の取消しを行うことができる。

(1) 第9条における登録の要件を満たさなくなった場合

(2) 相談にかかわる守秘義務が守られないなど、適格性に欠けると判断される場合

(3) 運営責任者が刑事事件を起こした場合

(4) 市への報告において、虚偽の記載や不祥事・失敗情報の隠蔽など、信義則に欠けると判断される行為があった場合

(5) 活動が著しく停滞し、改善へ向けた意欲や能力に欠けると判断される場合

(6) その他拠点登録事業所としての機能を十分果たすことができないと認められる場合

(実績報告)

第11条 拠点登録事業所が緊急対応を行った場合、翌開庁日の午前中までに、対応を行った内容について市へ電話等で報告を行うこと。また、拠点登録事業所は、緊急対応を行ってから10日以内に緊急対応記録票（第3号様式）を市へ提出すること。

2 拠点登録事業所は、市及び第14条に規定する拠点運営委員会から活動実績等の提出を求められた場合には、必要に応じて実績等の報告を行うこと。

(グループホーム連絡協議会)

第12条 第4条第3号に規定する体験の機会・場の機能に加え、グループホームの有効活用を目的としてグループホーム連絡協議会を設置する。グループホーム連絡協議会は、入所施設並びに病院等からの地域移行及び障害者の自立のために必要なグループホームの質の向上のため、船橋市内のグループホーム運営事業者が属し、次に掲げる事項を行う。

(1) 空き情報・待機者情報等の収集及び提供

(2) 市内グループホーム事業者向け勉強会等の実施

- (3) 市内グループホーム見学会等の実施
- (4) グループホームの体験の機会・場の提供
- (5) 市内グループホームの新規立ち上げ・運営支援

2 グループホーム連絡協議会の事務局は第7条に規定する法人に船橋市が委託する。
(地域の体制づくり)

第13条 第4条第5号に規定する地域の体制づくりは、基幹相談支援センターが中心となり、市内の各障害福祉サービス事業所や関係機関等のネットワークづくりを行う。

(拠点運営委員会)

第14条 拠点システムが機能しているか等を確認するため、拠点運営委員会を設置する。拠点運営委員会は、拠点システムに関する自己評価により、拠点システムが機能しているかの確認や問題点の抽出を行い、自立支援協議会に報告するとともに、解決に向けた方策を検討する場であり、基幹相談支援センター、拠点コーディネーター、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、市等で構成される。

2 拠点運営委員会の事務局は、基幹相談支援センターが行う。

3 拠点運営委員会は拠点登録事業所やグループホーム連絡協議会等の拠点システムを構成する実施機関に対して、拠点システムの運用状況を分析するため、聞き取り調査、資料提出を求めることができる。

4 拠点運営委員会は拠点登録事業所やグループホーム連絡協議会等の拠点システムを構成する実施機関に対して、助言することができる。また、必要に応じて、市に対し拠点登録事業所及びグループホーム連絡協議会を運営する法人に対する改善勧告を要請できるものとする。

(関係機関との連携)

第15条 基幹相談支援センター、拠点登録事業所、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、グループホーム連絡協議会及び関係機関等の拠点システムに関する実施機関は、拠点システムの機能強化を図るため、互いに協力・連携し、障害者の地域での生活の支援に努めるものとする。

(秘密の保持等)

第16条 拠点システムの運営上、多くの個人情報を取り扱うこととなるため、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 拠点登録事業所は、緊急時の相談・受入れ対応等の業務実施にあたり、関係機関

等の担当者が互いに情報を共有し、その活用をはかることが重要であることに鑑み、原則としてあらかじめ本人から個人情報と事業目的の範囲内で利用する旨の了承を得ること。

(2) 拠点システムに携わる者は、個人情報の取り扱いについて関係法令を遵守し、厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないよう十分に留意すること。

(補足)

第17条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は令和元年10月1日より施行する。

附 則

この要綱は令和4年11月1日より施行する。

第1号様式

船橋市地域生活支援拠点登録事業所届出書

年 月 日

障害福祉課長 あて

所在地

届出者 法人名

代表者名

印

船橋市地域生活支援拠点事業実施要綱第10条に基づき、以下のとおり届け出ます。

登録を行おうとする事業所	(フリガナ) 名称				
	事業所番号				
	事業所所在地	(〒 -)			
	事業所連絡先	電話番号		FAX 番号	
		E-MAIL			
地域生活支援拠点 として担う機能	<input type="checkbox"/> ①相談 <input type="checkbox"/> ②緊急時の受け入れ・対応 <input type="checkbox"/> ③体験の機会・場 <input type="checkbox"/> ④専門的人材の確保・養成 <input type="checkbox"/> ⑤地域の体制づくり				

※変更後の運営規程の写しを添付すること。

第2号様式

船橋市地域生活支援拠点登録事業所廃止・休止・再開届出書

年 月 日

障害福祉課長 あて

所在地

届出者 法人名

代表者名

印

次のとおり拠点登録事業所を廃止・休止・再開しましたので届け出ます。

廃止・休止・再開する事業所	事業所名	
	事業所番号	
	所在地	
廃止・休止・再開する年月日		
廃止・休止する理由		
緊急対応中の者がいる場合にはその者に対する措置（廃止・休止の場合のみ）		
休止予定期間		

第3号様式

緊急対応記録票

作成日： 年 月 日

<加算対象事業所>

事業所名	
事業所番号	
対応者	

<緊急要請内容>

要請日・時刻	年 月 日 () :		
要請者	(本人との関係 :)		
要支援者 (船橋市援護)		受給者番号	
要請内容 (緊急と判断した理由も記載すること)			
連絡・調整内容			
連絡・調整を行った日・時刻	年 月 日 () :		
連絡・調整先の短期入所事業所名		所在地	

<連絡・調整後の対応>

関係者会議の開催有無	実施済み・実施なし・実施予定 (/ 開催予定)
支援の方向性 (今後の課題も記載すること)	